

令和3年度 第3回

監査報告書

千葉県監査委員

令和３年９月１日から令和３年１０月３１日までの間に実施した
監査の結果に関する報告を、地方自治法第１９９条第９項の規定に
より、次のとおり提出する。

令和３年１１月２６日

千葉県監査委員 中 島 輝 夫

千葉県監査委員 川 口 明 浩

千葉県監査委員 瀧 田 敏 幸

千葉県監査委員 武 田 正 光

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和２年千葉県監査委員告示
第１号）に準拠したものである。

目 次

第1 監 査 の 概 要

1 定 期 監 査	1
(1) 監 査 等 の 種 類	1
(2) 監査の実施内容及び着眼点	1
(3) 監 査 の 対 象 等	1
2 財政的援助団体等の監査	2
(1) 監 査 等 の 種 類	2
(2) 監査の実施内容及び着眼点	2
(3) 監 査 の 対 象 等	2

第2 定 期 監 査 の 結 果

1 普 通 会 計	3
(1) 指 摘 等 結 果 の 概 要	3
(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果	3
(3) 監 査 の 実 施 状 況	3

第3 財政的援助団体等の監査の結果

1 出 資 団 体	4
(1) 指 摘 等 結 果 の 概 要	4
(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果	4
・ 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	4
(3) 監 査 の 実 施 状 況	4
(4) 団 体 の 概 要	5
2 補 助 金 交 付 団 体	10
I 学校法人（私立高等学校）	10
(1) 指 摘 等 結 果 の 概 要	10
(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果	10
(3) 監 査 の 実 施 状 況	10
II そ の 他 の 団 体	10
(1) 指 摘 等 結 果 の 概 要	10
(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果	10
(3) 監 査 の 実 施 状 況	10

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

- (2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

- (7) 収入未済の債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、適正な債権管理の手続等が講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われていることを確認するとともに、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理状況を確認する。

- (4) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況とともに、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

- (6) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

- (5) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

イ 適正な事務執行の確保について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理等の徹底

- (3) 監査の対象等

- | | |
|-----------|------------------------|
| ア 実施した範囲 | 令和3年度会計に係る執行分 |
| イ 実施した期間 | 令和3年9月1日から令和3年10月31日まで |
| ウ 監査実施機関数 | 普通会計 6機関（出先機関等6機関） |

2 財政的援助団体等の監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第7項並びに千葉県監査委員監査基準（令和3年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第3号の規定による監査

- (2) 監査の実施内容及び着眼点

ア 出資団体

出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等の目的に沿って行われているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼に実施した。

また、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況について確認した。

イ 補助金交付団体

補助事業が目的に沿って適切かつ能率的に執行されているか及び補助金に係る会計処理は適正に行われているかを主眼に実施した。

- (3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和2年度会計に係る執行分
イ 実施した期間	令和3年9月1日から令和3年10月31日まで
ウ 監査実施機関数	出資団体 3団体
	補助金交付団体 3団体（学校法人（私立高等学校）1団体、 その他の団体 2団体）
	計 6団体

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した6機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…2機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項（2件）

- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件
- ・ 就職出願手続に係る事務処理の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・1件

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	・ 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	・ 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	・ 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・ 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

教育委員会教育機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
中央図書館	注意事項 雑入等について、調定が3か月以上遅延している事例が2件(311,800円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
鎌ヶ谷西高等学校	注意事項 就職出願手続に係る事務処理に適正を欠く事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

(3) 監査の実施状況

【普通会計（出先機関等） 6機関】

実施機関名		実施年月日
教育委員会教育機関	中央図書館	令和3年10月22日
	鎌ヶ谷高等学校	令和3年10月22日
	鎌ヶ谷西高等学校	令和3年10月22日
	東葛飾高等学校	令和3年10月22日
	千葉中学校	令和3年10月22日
	東葛飾中学校	令和3年10月22日

第3 財政的援助団体等の監査の結果

1 出資団体

監査を実施した3団体について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…1団体)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項(1件)

- ・ 入居児童に係る児童手当の申請漏れについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・1件

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

監査対象団体	指 摘 事 項 等
社会福祉法人 千葉県身体障害者 福祉事業団	指摘事項 入所児童に係る児童手当について、長期間にわたり申請が漏れたことにより未支給となり、結果として補填を余儀なくされた事例が認められたが、これらのことについては、保護者の信頼を大きく損ねるものであり、誠に遺憾である。今後は、現在確認中の案件についても早急に調査を進め、適切に対応するとともに、再発防止を徹底すること。

(3) 監査の実施状況

【出資団体 3団体】

実施団体名 (主務課)	実施年月日
社会福祉法人千葉県社会福祉事業団(健康福祉部障害福祉事業課)	令和3年10月22日
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団(健康福祉部障害福祉事業課)	令和3年10月29日
公益財団法人千葉県下水道公社(県土整備部都市整備局下水道課)	令和3年10月29日

(4) 団体の概要（監査実施時における団体公表資料）

ア 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

(ア) 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

a 第一種社会福祉事業

(a) 障害者支援施設の管理運営業務

(b) 福祉型障害児入所施設の管理運営業務

b 第二種社会福祉事業

(a) 障害福祉サービス事業の経営

(ウ) 財務の状況

事業活動計算書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

費 用		収 益	
サービス活動費用	1,034,251,449 円	サービス活動収益	1,132,205,732 円
人件費	781,723,053	児童福祉事業収益	64,715,280
事業費	116,799,595	障害福祉サービス等	
事務費	135,728,801	事業収益	1,041,988,031
サービス活動外費用	2,871,873	医療事業収益	25,502,421
次期繰越活動増減差額	834,562,664	サービス活動外収益	9,449,423
		前期繰越活動増減差額	730,030,831
計	1,871,685,986	計	1,871,685,986

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

資 産		負 債 ・ 純 資 産	
流動資産	930,348,524 円	流動負債	95,795,869 円
現金預金	846,067,049	事業未払金	69,857,165
事業未収金	84,281,475	預り金	32,427
固定資産	234,304,438	職員預り金	3,913,277
基本財産	10,000,000	賞与引当金	21,993,000
その他の固定資産	224,304,438	固定負債	179,256,429
		退職給付引当金	179,256,429
		(負債合計)	(275,052,298)
		基本金	10,000,000
		その他の積立金	45,038,000
		次期繰越活動増減差額	834,562,664
		(純資産合計)	(889,600,664)
計	1,164,652,962	計	1,164,652,962

(エ) 令和 2 年度の出資金及び公の施設の管理の状況

a 出資金は、10,000,000 円である。

b 公の施設の管理は、次のとおりである。

千葉県袖ヶ浦福祉センター 693,572,000 円

イ 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団

(7) 目的

千葉県と密接な連携を保ちつつ、県社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的としている。

(イ) 主な事業の内容

a 千葉県千葉リハビリテーションセンターの管理運営に係る受託事業

(a) 第一種社会福祉事業

- ・障害児入所施設の管理運営
- ・障害者支援施設の管理運営

(b) 第二種社会福祉事業

- ・補装具製作施設の管理運営
- ・障害福祉サービス事業
- ・障害児通所支援事業
- ・特定相談支援事業
- ・障害児相談支援事業

(c) リハビリテーション医療施設の管理運営

b 上記に掲げるほか次の事業を行う。

(a) 第二種社会福祉事業

介助犬訓練事業

(b) 福祉・医療に関する企画開発研究並びに研修事業

(c) その他法人の目的達成のため必要な事業

(ウ) 財務の状況

事業活動計算書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

費 用		収 益	
サービス活動費用	5,324,278,586 円	サービス活動収益	5,269,701,873 円
人件費	3,527,414,117	児童福祉事業収益	60,856,494
事業費	944,744,734	就労支援事業収益	137,850
事務費	835,268,103	障害福祉サービス等	
就労支援事業費用	137,850	事業収益	574,321,306
減価償却費	17,234,784	医療事業収益	3,290,512,910
国庫補助金等特別積立金		指定管理料収益	1,319,793,388
取崩額	△1,526,536	その他の受託事業収益	13,157,790
徴収不能引当金繰入	1,005,534	受託研究収益	10,722,135
サービス活動外費用	1,271,049	経常経費寄附金収益	200,000
次期繰越活動増減差額	490,254,116	サービス活動外収益	45,082,585
		特別収益	706,166
		前期繰越活動増減差額	500,313,127
計	5,815,803,751	計	5,815,803,751

貸 借 対 照 表
(令和3年3月31日現在)

資 産		負 債 ・ 純 資 産	
流動資産	1,260,140,326 円	流動負債	681,034,357 円
現金預金	524,794,142	事業未払金	430,978,674
事業未収金	698,782,429	1年以内返済予定	
医薬品	20,609,370	リース債務	13,649,404
診療・療養費等材料	8,401,559	預り金	15,233,818
給食用材料	2,849,024	職員預り金	22,975,784
補装具材料	5,140,577	賞与引当金	198,196,677
前払金	3,453,838	固定負債	1,415,206,732
徴収不能引当金	△3,890,613	リース債務	39,209,584
固定資産	2,022,061,430	退職給付引当金	1,375,997,148
基本財産	10,000,000	(負債合計)	(2,096,241,089)
その他の固定資産	2,012,061,430	基本金	10,000,000
		国庫補助金等特別積立金	2,212,515
		その他の積立金	578,473,036
		次期繰越活動増減差額	595,275,116
		(純資産合計)	(1,185,960,667)
計	3,282,201,756	計	3,282,201,756

(エ) 令和2年度の出資金、補助金及び公の施設の管理の状況

a 出資金は、10,000,000 円である。

b 補助金は、次のとおりである。

千葉県在宅移行児童一時支援事業補助金 1,890,000 円

新人看護職員研修事業補助金 197,000 円

千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金 14,100,000 円

c 公の施設の管理は、次のとおりである。

千葉県千葉リハビリテーションセンター 1,319,793,388 円

ウ 公益財団法人千葉県下水道公社

(7) 目的

流域下水道の維持管理及び公共下水道に関する業務を行うほか、下水道知識の普及啓発活動、下水道技術の調査研究及びその成果の活用等を行い、県及び市町村の下水道事業に協力し、もって県民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全を目的としている。

(イ) 主な事業の内容

- a 流域下水道施設の維持管理業務に関すること。
- b 下水道知識の普及啓発に関すること。
- c 下水道技術の調査研究及びその成果の活用に関すること。
- d 下水道の多目的活用に関する調査研究及びその成果の活用に関すること。
- e 下水道技術者の養成に関すること。
- f 下水道事業に係る建設事業に関すること。

(ウ) 財務の状況

正 味 財 産 増 減 計 算 書

自 令和2年 4 月 1 日

至 令和3年 3 月 31 日

費 用		収 益	
一般正味財産増減の部	円	一般正味財産増減の部	円
経常費用	4,357,805,920	経常収益	4,294,366,824
事業費	4,337,090,193	基本財産運用益	2,070,843
管理費	20,715,727	特定資産運用益	603
当期一般正味財産増減額	△63,439,096	事業収益	4,292,292,366
		雑収益	3,012
		指定正味財産増減の部	
		基本財産運用益	2,070,843
		一般正味財産への振替額	△2,070,843
計	4,294,366,824	計	4,294,366,824

貸 借 対 照 表
(令和 3 年 3 月 31 日現在)

資 産		負 債 ・ 正 味 財 産	
流動資産	2,912,027,174 円	流動負債	2,613,151,146 円
現金預金	1,458,721,560	未払金	1,269,078,442
未収金	531,626,710	前受金	919,250,000
前払金	202,932	預り金	396,498,053
未成工事支出金	921,475,972	賞与引当金	28,324,651
固定資産	1,385,743,400	固定負債	327,467,479
基本財産	367,000,000	退職給付引当金	327,467,479
特定資産	1,017,884,198	(負債合計)	(2,940,618,625)
その他固定資産	859,202	正味財産	1,357,151,949
		指定正味財産	367,000,000
		(うち基本財産への充当額)	(367,000,000)
		一般正味財産	990,151,949
		(うち特定資産への充当額)	(690,416,719)
計	4,297,770,574	計	4,297,770,574

(エ) 令和 2 年度の出捐金の状況

 a 出捐金は、230,000,000 円である。

2 補助金交付団体

I 学校法人（私立高等学校）

監査を実施した1団体について、おおむね適正と認められた。
（指摘事項又は注意事項のあった団体…なし）

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

特になし

(3) 監査の実施状況

【学校法人（私立高等学校） 1団体】

実施団体名（主務課）	実施年月日
学校法人鎌形学園 東京学館浦安高等学校（総務部学事課）	令和3年10月26日

II その他の団体

監査を実施した2団体について、おおむね適正と認められた。
（指摘事項又は注意事項のあった団体…なし）

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項

指摘すべき事項は認められなかった。

イ 注意事項

注意すべき事項は認められなかった。

ウ 指導事項

指導すべき事項は認められなかった。

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

特になし

(3) 監査の実施状況

【その他の団体 2団体】

実施団体名（主務課）	実施年月日
船橋商工会議所（商工労働部経済政策課）	令和3年10月26日
千葉県土地改良事業団体連合会（農林水産部耕地課）	令和3年10月29日